様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

<table>
<tr><td>処分名</td><td colspan="3">小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付の決定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">根拠法令名</td><td colspan="2">大津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱</td><td>（条項）第３条
第４条</td></tr>
<tr><td colspan="2">大津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱　別表第１</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">基準法令名</td><td colspan="2">大津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱</td><td>（条項）第３条
第４条</td></tr>
<tr><td colspan="2">大津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱　別表第１</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">児童福祉法</td><td>（条項）第１９条の３第３項</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</td><td></td></tr>
<tr><td>所管部署</td><td colspan="3">福祉部　障害福祉課　障害福祉係</td></tr>
<tr><td>標準処理期間</td><td>３０日</td><td>法定処理期間</td><td>日</td></tr>
</table>

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内容　　□全部記載　　□一部・項目のみ記載

「小児慢性特定疾病児童等」とは、市内に居住地を有する児童福祉法第１９条の３第３項に規定する医療費支給認定の対象になっている者（法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による施策の対象となる者を除く。）をいう。

給付の対象となる用具の種目は、別表第１の種目欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等とする。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。